

議案第19号

平成25年度鳥取県営埋立事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度鳥取県営埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 | 0.7ヘクタール |
| (2) 米子港旗ヶ崎地区埋立地売却面積 | 0.4ヘクタール |
| (3) 事業用借地権に基づく埋立地貸付面積 | 14.8ヘクタール |
| (4) 賃借権に基づく埋立地貸付面積 | 24.5ヘクタール |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | 収 | 入 |
|------------|---------|----|
| 第1款 埋立事業収益 | 310,612 | 千円 |
| 第1項 営業収益 | 270,106 | 千円 |
| 第2項 営業外収益 | 40,506 | 千円 |
| | 支 | 出 |
| 第1款 埋立事業費 | 283,154 | 千円 |
| 第1項 営業費用 | 250,790 | 千円 |
| 第2項 営業外費用 | 32,364 | 千円 |

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額164,000千円は、当年度分損益勘定留保資金164,000千円で補てんするものとする。）。

支 出

第1款 資本的支出 164,000千円

第1項 他会計からの長期借入金償還金 164,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--------------|----------------------|---------|
| 財務会計システム更新事業 | 平成26年度から 平成30年度まで | 1,034千円 |

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、52,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 18,518千円

（他会計からの補助金）

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補 助 の 目 的

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 | 500千円 |
| (2) 職員の児童手当に要する経費 | 216千円 |

平成25年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治